

第2章

市税のあらまし



市の花（うめ）

市税の種類

現在、市民のみなさんに納めていただいている市税には、次のものがあります。

		説明のページ
市税	普通税	市民税 — 個人市民税 … 9ページ
		法人市民税 … 49ページ
		固定資産税 … 29ページ
		軽自動車税 … 42ページ
	目的税	市たばこ税 … 53ページ
		事業所税 … 52ページ
		都市計画税 … 29ページ
		入湯税 … 53ページ

市税とは、市へ納める税金の総称です。

普通税とは、納められた税金の使いみちが特に定められず、どのような仕事の費用にもあてることができる税金をいいます。

目的税とは、納められた税金の使いみちが特定されている税金をいいます。

東大阪市では、目的税である3種の税金を次のような費用にあてています。

市税の種類	使 い み ち
事業所税	廃棄物処理施設整備 教育・文化施設整備 社会福祉施設整備、住宅整備など
都市計画税	街路の整備、公園整備 市街地開発事業など
入湯税	消防・救急用自動車購入 貯水槽・防火水槽設置 消防署整備など